

特集1-2

架空請求に関する契約の成立と 支払請求の問題

瀬戸 和宏 Seto Kazuhiro 弁護士(東京弁護士会)
東京弁護士会消費者問題特別委員会委員、日弁連消費者問題対策委員会幹事、
千葉大学大学院専門法務研究科非常勤講師(消費者法)、クレジット・リース
被害対策弁護団団長、カンボジア不動産投資被害弁護団団長等。



ネット取引の場合の契約の成立

代金の請求を受けて支払義務が生じるのは、支払約束を含む契約が成立した場合です。契約は、当事者双方の合意、契約の申込みと承諾がなければ成立しません。そこで、ネット上の合意は、どのような場合に成立するのかが問題となります。対面取引であれば、相手と話しながら、合意の成立を確認できますが、ネット取引の場合、誤操作の結果、契約の申込みをしたことになり、契約が成立してしまったのではないかと不安になります。

しかし、ネット上の契約でも、その操作が、契約の申込みの意思をもって行われたものと認められることが必要です。図のように、契約の成立に疑問があったり錯誤が考えられる場合、その対応について考えてみましょう。

支払請求を受けた場合の対応

(1) 契約が成立していない場合

契約がまったく成立していないとか、代金の支払約束がないような場合の支払請求は架空請求であり、支払義務はありません。この場合には、請求を無視します。

請求メールは、アトランダムに送りつけられているか、何かにアクセスした際に採取されたアドレスに送りつけられているだけで、請求者はメールアドレス以外の情報はもっていません。返信したり、電話連絡をすると、かえって情報を相手に与えることになってしまいます。

(2) 「もしかしたら」と心配なら

請求者が誰か、請求内容が特定しているのかを確認します。

支払いを請求できるのは、債権者となる契約

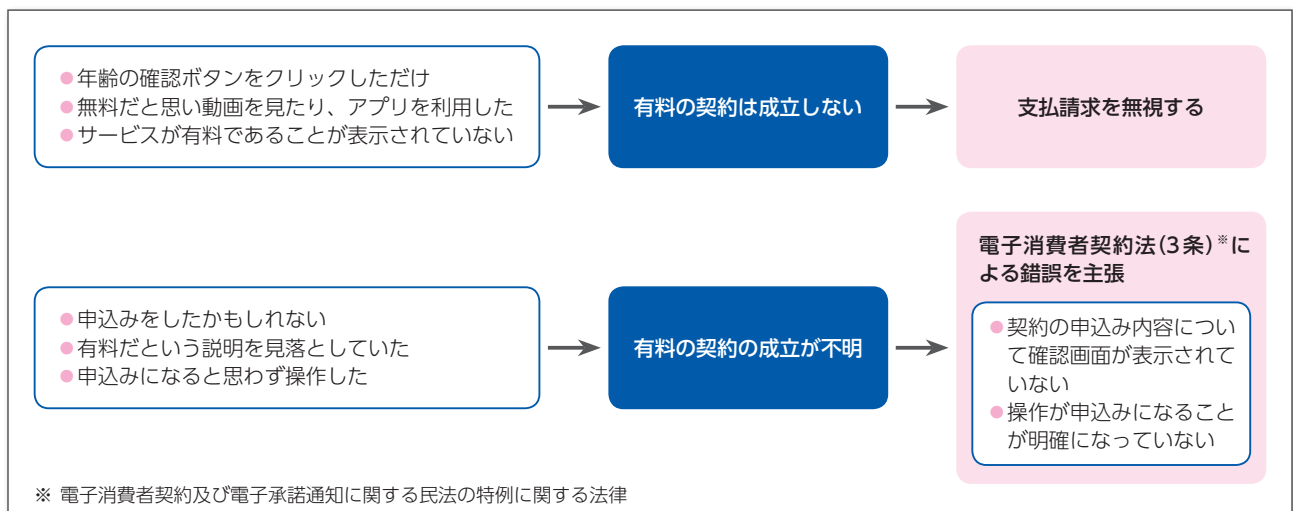


図 ネット上の契約成立の有無と支払請求への対応

の相手方と、債権の管理回収を行うことを認められている弁護士および「サービサー」と呼ばれる債権管理回収業者です。サービサーは、資本金5億円以上の株式会社であり、かつ法務大臣の許可を得なければなりません。未登録業者*1の支払請求は、違法です。誰が請求してきているのかを確認してください。

また、契約に基づいた正当な請求であれば、請求の根拠が具体的に示されているはずで、いつ成立した、何の契約に基づくものか、いつ何を利用した料金か、金額はいくらかが明示されているはずで、

なお、正当な請求の場合でも、違約金や損害賠償の額や利率は、消費者契約法により制限されているので不当に高額だと思ふときは、支払う前に消費生活センターに相談しましょう。

裁判所から届いた書類は無視しない

架空請求に対応する必要はありませんが、裁判所から訴状や支払督促が届いたときは、必ず受け取り、たとえ書かれている内容に身に覚えがなくても対応しなければなりません。これを放置すると、裁判所は架空請求かどうか判断できないので、訴状や支払督促申立書に書かれている内容を正しいものと判断し、支払いを命じる判決や支払督促を下します。そして、判決や支払督促に基づき給与や預貯金を差し押さえられることもあります。

裁判所から届いた書類について分からないことがあれば、裁判所に尋ねてください。直接相手に連絡してはいけません。

裁判所からは、必ず「特別送達」という郵便で送付され、手渡しされます。不在の場合には、

ポストに不在連絡票^{とうかん}が投函されます。これを無視していると、今度は書留で送られてきて、これも放置していると、前述のとおり支払いを命じる判決や支払督促が出されてしまいますので、注意してください。

支払ってしまった場合

架空の請求に慌てて支払ってしまった場合、不当利得に基づく返還請求や不法行為を理由に損害賠償請求をすることができます。しかし、請求をする相手を見つけなければなりません。架空請求という犯罪を行う業者を見つけ出すのは、極めて困難です。

業者の住所は、架空であったり、バーチャルオフィスや私書箱であり、電話番号はレンタルで、その借り主の身分証明文書はほとんどが偽造です。銀行口座の名義人は口座が使われただけです。また、コンビニで電子マネーを購入し、その番号を電話やメールで伝えると、購入した電子マネーは業者に移転してしまい、その相手を特定することはできません*2。

二次被害に注意

ネットでは、被害回復をうたう団体や探偵、行政書士のホームページが見つかりますが、弁護士または認定司法書士*3以外の者が、被害を取り戻す業務を行うことは法律で禁じられています。

被害回復のための着手金や実費、申込金などの費用を支払わされ、結局、何も回収されない二次被害も発生していますので、注意が必要です。

* 1 許可業者は、法務省のホームページで閲覧できる。
http://www.moj.go.jp/housei/servicer/kanbou_housei_chousa15.html

* 2 2015年3月26日公表：プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意!!—「購入したカードに記載された番号を教えてください」は危ない!—
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150326_2.html

* 3 認定司法書士が扱えるのは、140万円以下の被害事件。